

羽村市難病患者福祉手当の概要

1 難病患者福祉手当とは

特殊疾病にり患している方（難病の患者に対する医療等に関する法律で定められた指定難病及び東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則で定められた疾病）に対し、手当を支給することにより、患者の方の福祉を増進を図ることを目的としている。

※国の法律で定められた指定難病数 348 疾病

都の規則で定められた疾病 12 疾病 合計 360 疾病

2 支給根拠

羽村市難病患者福祉手当条例及び羽村市難病患者福祉手当条例施行規則

3 対象者及び支給金額

項目	手当の額（月）
難病患者に対する医療費等に関する法律に規定する指定難病及び東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による疾病にり患した者	7,500 円
※東京都知事が発行する医療受給者証又は医療券の交付を受けている者	

※以下の場合は支給の対象とならない。

- ①本人の前年の所得（1月分から7月分の手当については前々年の所得）が一定の限度額以上のとき
- ②羽村市心身障害者福祉手当条例に基づく心身障害者福祉手当の支給を受けているとき
- ③規則で定める施設に入所しているとき
- ④生活保護を受給しているとき

4 対象者数

手当受給者数 399人（令和7年3月末：4ヶ月期支払対象者）

5 他の手当との比較

障害福祉課では、以下の手当の申請や支給（重度心身障害者手当については申請のみ）に携わっている。

心身障害者福祉手当と難病患者福祉手当の併給は不可としているが、難病患者福祉手当については、心身障害者福祉手当て実施している年齢制限を行っていない。

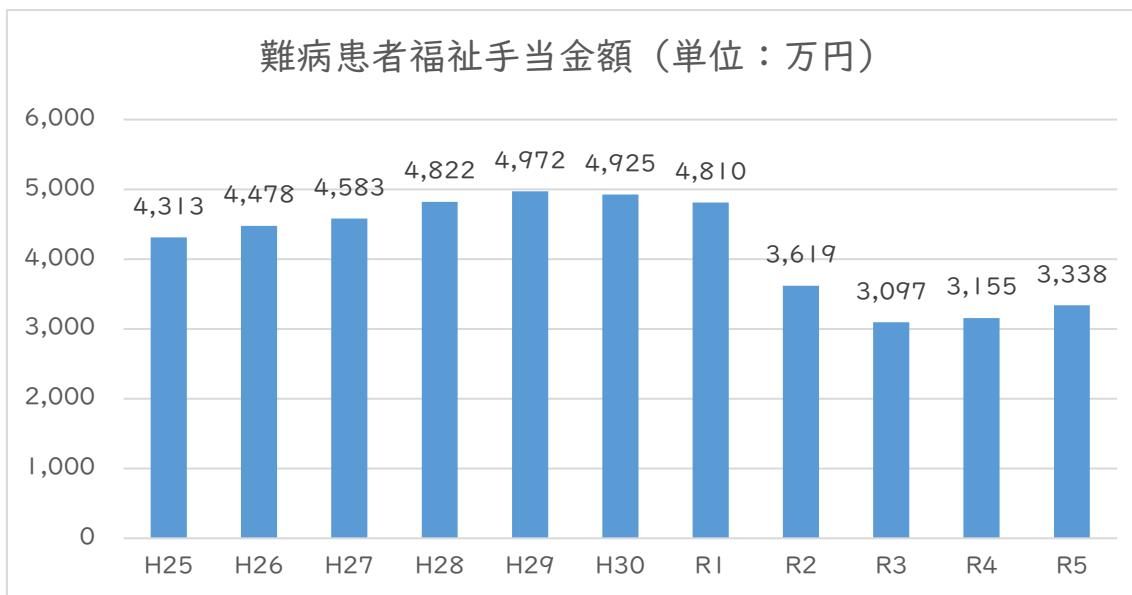
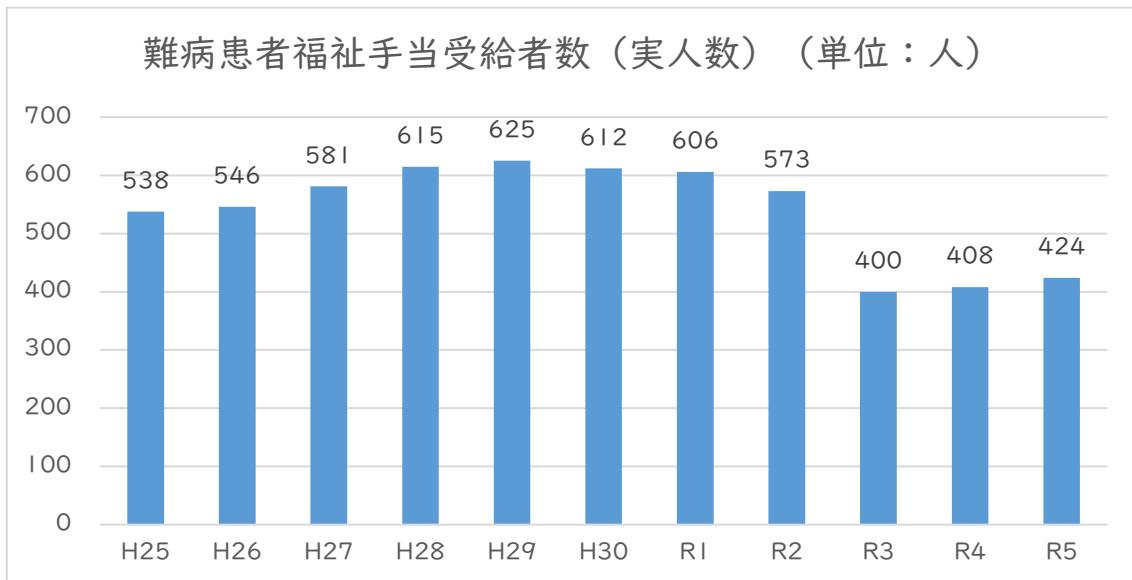
種別	金額	所得制限	施設入所制限	年齢制限
羽村市難病患者福祉手当（市）	7,500円 (市)	扶養親族が0人の場合：年間所得額が360万4,000円上限	障害者支援施設、特別養護老人ホーム、救護施設等の入所者を除く	なし
羽村市心身障害者福祉手当（都・市）	15,500円 (都) 12,000円 (市)	同上	同上	障害になった年齢が65歳以上の者又は65歳未満で障害者となって65歳に達する日までに申請を行わなかった者には支給しない。
特別障害者手当（国）	29,500円 (国)	同上	同上	なし
重度心身障害者手当（都）	60,000円 (都)	同上	同上	65歳以上の新規申請不可

6 他市の状況

詳細は資料2-1のとおりである。

7 羽村市の難病患者福祉手当の状況

制度改正時点に減少したが、徐々に受給者が増加してきている。



8 これまでの経過について

昭和 57 年の制度開始時には受給者数 31 人、対象疾病数 33、支給総額 158 万 5,000 円であった難病患者福祉手当であるが、その後、徐々に受給者数及び支給額が上昇し、平成 27 年度には受給者数は 581 人となった。当時、この手当には所得制限や他の手当との併給制限などの規定が設けられておらず、対象者に一律に支給されている状況であった。

この時期に前後して、難病を取り巻く制度環境は大きく変化していた。平成

24年に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害者の定義に難病が追加され、難病患者も障害福祉サービス等の対象となり、サービス利用に関する負担軽減が図られた。

さらに平成27年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)が施行された。これにより、難病指定の疾病数が従来の56疾患から306疾患へと大幅に増加し、医療対象疾患の拡大や所得に応じた医療費自己負担上限額の設定など、大きな制度変更が実施され、医療費助成による経済的負担軽減が行われた。

平成27年度に実施された前回の審議では、難病患者福祉手当の制度設計について審議が行われ、こうした時代の変化に対応できているかという観点から審議が行われた。

審議の結果、難病患者福祉手当は継続して実施すべきであるが、同時に、他の手当や各種助成事業では一定基準を超える所得者や施設入所者に対して制限を設けている。しかし、難病患者福祉手当では制限がなく、高額所得者も支給対象となっていることが課題として指摘された。

それを踏まえて、他制度との整合性と公平性を確保する観点から、所得制限や併給制限等の設定が必要であるとの結論が示された。

この審議結果を受け、その後、事業の見直しを検討し、令和2年4月に条例改正等を実施し、所得制限や併給制限などの新たな要件を導入した。

9 審議について

現在の状況であるが、支給要件見直しの後も、指定難病の数は継続的に増加し、受給者数も徐々に増加している。特に、年齢制限がないことから令和6年度の新規申請者のうち6割以上が65歳以上である。65歳以降は、老齢年金が開始し、要介護・要支援認定に応じ、介護保険制度の様々なサービスの対象となる年代もある。

前回の審議会から10年近くが経過し、市単独助成の手当であることも踏まえ、再び検討が必要な状況と考えられることから、今後の手当の在り方について改めてご審議いただきたい。